

監査委員意見書

令和8年3月23日

広島県監査委員

目 次

定例監査等の結果

1 令和7年度定例監査等の結果	1
-----------------	---

意 見

1 不正事案の防止について	2
2 不適正な事務処理の防止について	3
3 公印の適正な管理について	4
4 職員の人材マネジメントについて	5

知事の要請による監査の結果

1 広島高速道路公社等に対する監査の結果について	6
--------------------------	---

措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況	7
------------------	---

資料1 令和7年度定例監査等の結果報告（年度のまとめ）	8
-----------------------------	---

資料2 監査結果に対する措置等の状況	10
--------------------	----

定例監査等の結果

1 令和7年度定例監査等の結果

令和7年度は、県の機関69機関、財政的援助団体等29団体に対し、監査を実施した。

その結果、指摘事項48件、改善を求める事項14件、検討要請事項9件となっている。

区 分	監査実施機関(団体)数		監査結果			
		うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項	計
県 の 機 関	69	26	42	13	7	62
財政的援助団体等	29	4	6	1	2	9
合 計	98	30	48	14	9	71

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

(資料1「令和7年度定例監査等の結果報告(年度のまとめ)」参照 8ページ)

意見

1 不正事案の防止について

令和4年度以降の内部統制評価報告書では、毎年不正による重大な不備事案が報告されているほか、本年度は災害復旧工事に関し、虚偽の公文書を作成していた事案が公になっている。

不正事案は県行政に対する県民の信頼を著しく損ねるものであり、不正事案の発生を防ぐ仕組みづくりは、本県にとって喫緊の課題である。

県では関係職員のモラルの欠如やコンプライアンス意識の不十分さを不正事案の発生要因の一つと捉え、職員に対する研修等を通じ、全庁的なコンプライアンス意識の強化に取り組んでいる。また、昨年12月に行ったコンプライアンスに係る職員の意識調査の結果を踏まえ、更に取組を進めるとしている。

一般に、不正事案は「動機」「機会」「正当化」の三つの要素がそろったときに発生するとされており、三要素それぞれに着目した取組が必要である。コンプライアンス意識の強化に加え、不正が構造的に起こりにくい仕組みづくりなど総合的な対策を講じ、知事のリーダーシップのもと、全庁一丸となって不正事案の発生を防止していただきたい。

2 不適正な事務処理の防止について

財務事務に係る不適正な事務処理の発生防止については、これまで定例監査や監査委員意見書において繰り返し求めているところであり、県では「関係法令・マニュアル等の周知、徹底」や「チェックリストの作成・見直し」、「複数人での確認の実施」などの取組を進めている。

これらの取組は、不適正な事務処理の発生防止に一定の効果を有すると考えられるものの、本年度に実施した監査においても不適正な事務処理が多数確認され、また、行政財産の借受・貸付や備品に係る記録管理、工事請負契約などについては、過去に指摘等を行ったものと同様の事案が見受けられたことを踏まえると、より実効性のある、具体的な対策を講じる必要があると考える。

監査委員としては昨年度の意見書において、組織全体での意識改革に加え、事務の簡略化やデジタル化の推進、さらには工事の執行に関する専門的な知識や技術を県全体で共有・活用できる環境の整備を求めたところであり、引き続きこれらの取組を進めるとともに、不適正な事務処理が生じる根本的な原因を分析し、多角的な視点から必要な対策を講じていただきたい。

3 公印の適正な管理について

公有水面埋立法に基づく免許手続における公印の不正使用を機に、令和6年9月に公印押印の審査手続等が見直されたことを踏まえ、本年度の定例監査において「公印押印に係る取扱い」について重点的に監査を実施した。

その結果、審査手続等については不適正な運用は認められなかったものの、公印に係る規程や台帳については複数の機関において不備が見受けられた。

これは、公印を管理するそれぞれの機関において、公印の新調や改刻等に係る手続が十分認知されていなかったことや、規程の確認や台帳と公印を照合するという基本的な管理が行われてこなかったことが原因と考えられる。

公印に係る規程や印影を記録する公印台帳は、使用される公印の真正性を担保するための基礎となるものであり、その適切な整備は、公印を適正に管理する上で極めて重要である。本年度の定例監査結果を踏まえ、公印を管理する全ての機関において、規程や台帳の整備を進め、公印の適正な管理を行っていただきたい。

4 職員の人材マネジメントについて

全国的に地方公務員試験の受験者数の減少が課題となる中、それぞれの職種における採用活動の強化は不可欠であるが、同時に、職員が定着する職場環境づくりや、人材育成に計画的に取り組むことは、本県行政を安定的かつ持続的に運営していく上で、極めて重要である。

こうした中、本年度の監査において、関係部局から若年層職員の離職や病気休職者が増加していること、職種を問わず職員の人材育成が課題になっていることなどについて説明があったところである。

県では職員間のコミュニケーションを促進し、不安感の軽減を図る取組として、最も身近な上司と部下が定期的に対話を行う「1 on 1 ミーティング」を導入し、また、本年度からは総務局に人材マネジメント担当を新設し、人的資本経営の考えも踏まえながら職員力を引き出す取組を一層強化することとしている。

今後とも、心理的安全性の確保に十分留意しつつ、職員がやりがいを持って働くことができる職場環境づくりや、個々の職員に応じた長期的なキャリア形成の視点に立った人材育成など人材マネジメントを推進していただきたい。

知事の要請による監査の結果

1 広島高速道路公社等に対する監査の結果について

(1) 監査概要

ア 執行日

(ア) 土木建築局 令和7年8月28日

(イ) 広島高速道路公社（以下「公社」という。） 令和7年11月27日

イ 監査内容

高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書等を踏まえて公社が策定した再発防止策の実施状況等の確認

(2) 監査結果

公社では、入札契約手続における業者からの質問に対して、通知に基づき複数の部署のチェックを経て回答を行うなど、適正な契約手続の確保などに取り組んでいるほか、各種専門研修に職員を積極的に参加させ、職員の能力や意識の向上を図るなど、引き続き再発防止の取組が実施されている。

また、「公社改革の方向性」に基づく取組についても、本年度からスタートした「中期経営計画 2025-2028」と連携させ、着実に実施されており、取組をさらに加速させる「公社改革の第2ステージの取組」では、プロパー職員の登用と採用や、名古屋高速道路公社及び福岡北九州高速道路公社との技術連携や人事交流、合同研修の実施などにより、人材力の強化等を図ることとしている。

さらに、県においては、連絡調整会議を定期的を開催して、公社改革の取組状況や事業の進捗状況等を広島市及び公社と議論し、必要な助言などを継続的に行っており、引き続き公社が自律的かつ効率的に公社改革及び再発防止策を推進できるよう、県として外部統制を有効に機能させ、公社に対する指導・監督に務めていただきたい。

措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

定例監査及び重点行政監査において指摘等を行った事項については、措置等の状況を3年間確認することとしている。

本年度確認対象の指摘事項等30件のうち、「改善済み」又は「改善見込み」は28件(93.3%)、「改善に着手」は2件(6.7%)となっている。

<確認結果>

(単位:件)

区 分	確認対象件数			措置等の状況				
	5年度	6年度	7年度	改善済み・見込み	改善に着手	検討に着手	取り組んでいない	その他
6年度 指摘・改善事項	—	—	30	93.3% 28	6.7% 2			
5年度 指摘・改善事項	—	62	0	(62)				
4年度 指摘・改善事項	64	1	0	(63)				(1)
合計	—	—	30	93.3% 28	6.7% 2			

※ () 内は、令和6年度までに確認済みの件数である。

<改善が図られた主なもの>

- ・ 設計金額の算出において、参考見積の最低額から理由等が明確でない減額を行い、随意契約に該当するとした委託契約について、チェック体制を強化
- ・ 使用料や貸付料の収入手続に係る適正な事務処理の徹底

<今後の取組状況の報告を求める主なもの>

- ・ 工事執行における建設工事執行規則及び小規模修繕執行要綱の適正な運用

(資料2「監査結果に対する措置等の状況」参照 10ページ)

令和 7 年度定例監査等の結果報告（年度のまとめ）

1 定例監査等の実施機関数

令和 7 年度監査基本計画に基づき県の機関 69 機関及び財政的援助団体等 29 団体を対象に監査を実施した。

2 定例監査結果等の概要

(1) 機関別監査結果

監査委員会議で協議・決定した監査結果は、指摘事項 48 件、改善を求める事項 14 件、検討要請事項 9 件である。

※（ ）内は令和 6 年度の件数

区 分	監査実施機関(団体)数	監査結果 (件数)				
		うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項	
県の機関	知事部局等	40 (42)	17 (11)	23 (13)	11 (3)	7 (4)
	教育委員会	23 (25)	7 (8)	16 (9)	1 (2)	0 (0)
	警察本部	6 (8)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)
	小 計	69 (75)	26 (19)	42 (22)	13 (5)	7 (4)
財政的援助団体等	出資等団体	9 (9)	3 (2)	5 (2)	0 (0)	2 (0)
	補助金交付団体	10 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	公の施設の指定管理者	10 (5)	1 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (0)
	小 計	29 (24)	4 (3)	6 (2)	1 (1)	2 (0)
合 計	98 (99)	30 (22)	48 (24)	14 (6)	9 (4)	

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

(2) 性質別監査結果

※（ ）内は令和 6 年度の件数

	内 容	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	収入(県税、使用料及び手数料の徴収事務など)	8 (4)	1 (0)	0 (0)
	支出(委託業務、物品購入契約及び補助金交付事務など)	3 (7)	1 (1)	4 (2)
	財産(行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など)	16 (2)	0 (0)	2 (1)
	工事(工事や補償に係る事務など)	10 (9)	2 (3)	1 (0)
	その他(県機関における事務処理体制など)	5 (0)	9 (1)	0 (1)
	小 計	42 (22)	13 (5)	7 (4)
財政的援助団体等	経営全般・内部統制に係るもの	0 (0)	0 (0)	2 (0)
	会計処理全般に係るもの	3 (1)	0 (0)	0 (0)
	資産・負債関係に係るもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	収入(収益)・支出(費用)に係るもの	0 (1)	0 (0)	0 (0)
	補助金等に係るもの	2 (0)	0 (0)	0 (0)
	公の施設管理等に係るもの	1 (0)	1 (1)	0 (0)
	その他(決算書類、税務関係等)に係るもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小 計	6 (2)	1 (1)	2 (0)
	合 計	48 (24)	14 (6)	9 (4)

(参考)

指摘事項 … 法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの

改善を求める事項 … 業務の執行等において改善を求めるもの

検討要請事項 … 業務の執行等において今後検討を要請するもの

※ 指摘事項・改善を求める事項についてはフォローアップを実施

3 主な指摘事項等

(1) 県の機関

ア 指摘事項

- 借受財産において、借受けの手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかったもの（西部農林水産事務所、県立西条農業高等学校）
- 財産において、貸付台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかったもの（危機管理監）
- 備品において、備品出納簿による記録管理が行われていなかったもの（県立総合技術研究所水産海洋技術センター、危機管理監、総務局、土木建築局、教育委員会事務局）
- 行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延していたもの（東部建設事務所、県立福山工業高等学校）
- 工事請負契約において、施工体制台帳及び施工体系図の作成等を受注者に行わせていなかったもの（県立向原高等学校、県立祇園北高等学校）
- 工事請負契約において、契約の履行に関する保証を付させていなかったもの（健康福祉局、県立西条農業高等学校）

イ 改善を求める事項

- 公印規程において、公印の廃止に伴う登録抹消の手続が定められていなかったことから、登録抹消の手続を定めるとともに、公印台帳の整備に努めるよう求めたもの（総務局、労働委員会事務局）
- 一者随意契約を行った工事請負契約において、客観的な判断材料に基づく比較・検討が行われていなかったことから、随意契約の適用について慎重に判断するとともに、契約の経済性、公平性、競争性、透明性の確保に努めるよう求めたもの（総務局）
- 令和7年度に監査した警察署の工事請負契約において、道路標識の支柱などの資材について、仕様書で規定されたJ I S規格等の品質確認をしていなかったことから、仕様書等の見直しなどの必要な措置を講じ、工事の品質確保に向けた組織的な取組を求めたもの（警察本部）

ウ 検討要請事項

- 借受物品において、借受期間が満了しているが、借受の経緯や相手方が不明のため更新手続等が行われていなかったことから、経緯等を調査した上で、早急に処理方針を検討するよう要請したもの（総務局、土木建築局）
- 令和6年度に病院事業局県立病院課が執行した工事請負契約において、契約の履行に関する保証を付せていないなど、不適正な事務処理が見受けられたことから、病院事業を引き継がれた地方独立行政法人広島県立病院機構において各種法令や規程等が遵守され、適正な事務処理が行われるよう、設立団体として必要な助言等を行うよう要請したもの（健康福祉局）

(2) 財政的援助団体等

- 広島県下請企業振興事業費補助金において、補助事業により取得した備品の保管状況を明らかにするための台帳を設けていなかったもの（公益財団法人ひろしま産業振興機構 指摘事項）
- 管理業務に係る事務処理において、予約サイトによる宿泊予約の一元管理などを行っているが、取扱いが規則等と異なることから、施設の利用目的や利用者の利便性を踏まえ、規定と実際の事務処理が整合するよう、規定の見直しも含め所管課と協議するよう求めたもの（もみのき森林公園管理グループ 改善を求める事項）

※ ●は監査委員意見書に関連している事項

監査結果に対する措置等の状況

1 令和4年度から令和6年度における総括

令和4年度から令和6年度における監査結果のフォローアップとして、措置等の状況を確認した。この度の確認対象は計30件で、その確認結果は次のとおりである。

(1) 令和6年度の監査結果に対する確認について

令和6年度の監査結果に対し、措置状況の確認対象となった件数は30件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み」は28件(93.3%)、残る2件は改善に着手しているが、引き続き措置状況のフォローアップが求められるものである。

次年度、取組状況の報告を求めるほか、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

(2) 令和5年度及び令和4年度の監査結果に対する確認について

令和5年度及び令和4年度の監査結果に対する取組状況については、令和6年度時点で改善済みであるため、今年度の確認対象件数は0件である。

なお、令和4年度の監査結果の「その他」1件については、県立広島病院分であり、その運営が、令和7年4月1日に地方独立行政法人広島県立病院機構に移行されていることから、確認対象から除外している。

(単位：件)

区分		確認対象件数			措置等の状況 ※					
		5年度	6年度	7年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他	
6年度 監査結果	定例監査	県機関	—	—	27	25	2			
		出資法人等	—	—	3	3				
		計			30	28	2			
5年度 監査結果	定例監査	県機関	—	52	0	(52)				
		出資法人等	—	10	0	(10)				
		計		62	0	(62)				
4年度 監査結果	定例監査	県機関	50	1	0	(49)				(1)
		出資法人等	11	0	0	(11)				
		小計	61	1	0	(60)				(1)
		重点行政監査 (災害対策資機材等)	3	—	0	(3)				
		計	64	1	0	(63)				(1)
合 計					30					

※ () 内は、令和6年度までに確認済みの件数である。

2 改善が図られた主な事項

(1) 工事請負契約の適正化について（令和6年度定例監査）

- ア 契約の履行に関する保証を付させていなかったものについて、チェックシートに基づき、複数職員による確認を行うなど、チェック体制の強化が図られた。（総務局、土木建築局、病院事業局）
- イ 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく県知事（建築主事を置く市町村は市町村長）への通知を行っていなかったものについて、複数職員で手続きの可否が確認できるよう、チェック体制の強化が図られた。（土木建築局）

(2) 委託契約の適正化について（令和6年度定例監査）

設計金額の算出に当たり複数徴取した参考見積の最低額から理由や根拠が明確でない減額を行い、予定価格が随意契約によることができる場合に該当するとして随意契約していたものについて、広島県の施設管理業務等の積算基準を改めて確認し、事務処理について情報共有を行い、複数職員によるチェック体制の強化が図られた。（教育委員会）

(3) 財産管理等の適正化について（令和6年度定例監査）

- ア 行政財産の使用料や貸付料の徴収において、収入手続が遅延していたものについて、マニュアルの作成やスケジュール管理などにより、適正な事務処理の徹底が図られた。（地域政策局、農林水産局、教育委員会）
- イ 重要物品の不用決定において、契約・調達管理課に合議等が行われていなかったものについて、契約・調達管理課長の追認を受けるとともに、事務引継書の整理や複数職員による確認など、適正な事務処理の徹底が図られた。（商工労働局）

(4) 諸手当認定の適正化について（令和6年度定例監査）

通勤手当の支給において、有料道路利用に係る認定額の算出を誤り、支給額が不足していたものについて、速やかに追給処理を行うとともに、事務処理についての再確認や所属内での情報共有を行い、組織全体でのチェック体制の強化が図られた。（教育委員会）

3 今後の報告を求める主な事項

工事請負契約における事務処理について（令和6年度定例監査）

工事請負契約において、建設工事執行規則第62条による適用除外に該当しない規模の工事であるにもかかわらず、小規模修繕執行要綱を適用して工事を施工していたことから、工事に関して管理・監督が適切に行われていなかった。さらに、一連の工事を工種ごとに分割し、予定価格が100万円を超えないことを理由として、すべて同じ業者と一者による随意契約を行っていた。小規模修繕申請書の様式にチェック欄を追加するなど改善に着手しているが、改善事項が有効に機能するよう、今後、措置内容の適正な運用に努める必要がある。（総務局）